

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険資格管理・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新地町は、国民健康保険の資格の得喪及び保険給付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、個人情報の保護及び取扱いに関し契約に含めるなど情報について必要かつ適切な監督を行うこととしている。

評価実施機関名

福島県新地町長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者の届け出による資格の取得・喪失・変更に伴う管理、マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証、限度額・減額認定証の発行及び交付を行う。 2. 世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢受給者証を発行する。 3. 被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行う。 4. 保険給付の一部差し止めに関する事務。 番号法の別表に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金等」という。）」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険資格ファイル 2. 国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）番号法第9条第1項 別表 44項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)第2条の表 (命令第2条の表における情報照会の根拠) ・命令第2条の表(69、70の項) (命令第2条の表における情報提供の根拠) ・命令第2条の表(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、147、158、161、164、165、166、173の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新地町総務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2111 ファックス 0244-62-3194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新地町町民生活課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2115 ファックス 0244-62-4043
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛名に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のない者が使用できないように、ユーザー認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 統合宛名システム	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム	事後	平成30年度制度改正に伴い、市町村と国保連合会との間で、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要になることによる変更
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 43 の項 [情報照会] 42、43 の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119 の項 [情報照会] 42、43 の項	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 荒 智春	健康福祉課長 小野 和彦	事後	変更
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	新地町健康福祉課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2931 ファックス 0244-62-3194	新地町健康福祉課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2931 ファックス 0244-62-4043	事後	ファックス変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 小野 和彦	健康福祉課長 岡田 健一	事後	変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、資格の取得・喪失・変更・限度額・減額認定証の発行・交付及び、給付事務として各種給付の申請受付・管理・支払事務等を行う。 1. 被保険者の届け出による資格の取得・喪失・変更に伴う管理、保険証・短期証・資格証、特定疾病療養受療証、限度額・減額認定証の発行及び交付を行う。 2. 被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行う。 3. 保険給付の一部差し止めに関する事務。	国民健康保険法に基づき、資格の取得・喪失・変更・限度額・減額認定証の発行・交付及び、給付事務として各種給付の申請受付・管理・支払事務等を行う。 1. 被保険者の届け出による資格の取得・喪失・変更に伴う管理、保険証・短期証・資格証、特定疾病療養受療証、限度額・減額認定証の発行及び交付を行う。 2. 被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行う。 3. 保険給付の一部差し止めに関する事務。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することとができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく、オンライン資格確認関係事務において医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報を連携することとなるため変更
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 2. オンライン資格確認の準備業務 ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条 第1項及び第2項	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 1. 2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119 の項 [情報照会] 42、43 の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 1. 2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119 の項 [情報照会] 42、43 の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②健康福祉課長 岡田 健一	②課長	事後	修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 被保険者の届け出による資格の取得・喪失・変更に伴う管理、保険証・短期証・資格証、特定疾病療養受療証、限度額・減額認定証の発行及び交付を行う。 2. 被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行う。 3. 保険給付の一部差し止めに関する事務。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしみの導入を行うとされたことと、当該しみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することと、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。))＞ 「オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	国民健康保険法に基づき、資格の取得・喪失・変更、限度額・減額認定証の発行・交付及び、給付事務として各種給付の申請受付・管理・支払事務等を行う。 1. 被保険者の届け出による資格の取得・喪失・変更に伴う管理、保険証・短期証・資格証、特定疾病療養受療証、限度額・減額認定証の発行及び交付を行う。 2. 被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行う。 3. 保険給付の一部差し止めに関する事務。 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしみの導入を行うとされたことと、当該しみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することと、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく、オンライン資格確認関係事務において医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報を連携するための準備業務が終了したため変更
令和3年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 2. オンライン資格確認の準備業務 ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく、オンライン資格確認関係事務において医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報を連携するための準備業務が終了したため変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119 の項 [情報照会] 42、43 の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119、120 の項 [情報照会] 42、43 の項	事後	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく、オンライン資格確認関係事務において医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報を連携するための準備業務が終了したため変更
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、資格の取得・喪失・変更、限度額・減額認定証の発行・交付及び、給付事務として各種給付の申請受付・管理・支払事務等を行う。 1. 被保険者の届け出による資格の取得・喪失・変更に伴う管理、保険証・短期証・資格証、特定疾病療養受療証、限度額・減額認定証の発行及び交付を行う。 2. 被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行う。 3. 保険給付の一部差し止めに関する事務。 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者の届け出による資格の取得・喪失・変更に伴う管理、マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証、限度額・減額認定証の発行及び交付を行う。 2. 世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢受給者証を発行する。 3. 被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行う。 4. 保険給付の一部差し止めに関する事務。 番号法の別表に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金等」という。)」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)番号法第9条第1項別表 44項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供]1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119、120 の項 [情報照会]42、43 の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)第2条の表 (命令第2条の表における情報照会の根拠) ・命令第2条の表(69、70の項) (命令第2条の表における情報提供の根拠) ・命令第2条の表(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、147、158、161、164、165、166、173の項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	町民生活課	事後	修正
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 評価実施機関における担当部署	健康福祉課 電話 0244-62-2931	町民生活課 電話 0244-62-2115	事後	修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	集計日の更新